

# 賃貸借契約書

山形県知事 吉村 美栄子(以下「発注者」という。)と ○○株式会社 代表取締役 ○○ (以下「受注者」という。)とは、受注者所有の「山形県産業科学館ロボット体験機器」の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件及び賃借料)

第1条 発注者は、別紙「山形県産業科学館ロボット体験機器賃貸等サービス仕様書」記載の装置等を以下の金額で賃借する。

金○○円 (うち消費税額及び地方消費税額○○円)

(装置等の設置場所及び賃貸借期間)

第2条 装置等の設置場所及び賃貸借期間は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所 山形市城南町1丁目1番1号 霞城セントラル低層棟4階山形県産業科学館
- (2) 賃貸借期間 令和8年3月20日から令和8年3月22日まで

2 受注者は、賃貸借期間開始日の前日までに装置等を設置場所に納入、設置すること。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額とする。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(納入経費等の負担)

第4条 装置等納入時の荷造り及び運送等に要する一切の費用は受注者の負担とする。

2 本契約終了に伴う装置等の撤去、荷造り、運送及び原状回復等に要する一切の費用は受注者の負担とする。

(装置等の納入)

第5条 受注者は、装置等の納入に際して、次の各号に掲げる作業を行い、納入した装置等が正常に動作することを保証するものとする。

- (1) 受注者は、装置等の設置場所において、装置等が正常に動作するために必要な調整を行うこと。
- (2) 受注者は、装置等が正常に動作することを確認するための動作確認試験を行うこと。
- (3) 受注者は、装置等について受注者所定の様式により賃借物件であることを示す標識を付すこと。

(他の機械器具の取付及び移転)

第6条 発注者は、次の各号に定める事項については、あらかじめ受注者と協議を行うものとする。

- (1) 装置等への他の機械器具の取付け
  - (2) 装置等の第2条第1号に定められている設置場所からの移転
- 2 前項各号の作業に要する費用は、発注者の負担とする。

(装置等の撤去)

第7条 受注者は、賃貸借期間が満了した場合又は契約が解除された場合には、装置等を速やかに撤去するものとする。

- 2 前項の撤去に際して、発注者は取り付けた他の機械器具を取り外し、装置等を引渡し時の原状に復するものとする。
- 3 受注者は、前項の撤去を第三者に委託することができるものとする。なお、発注者はその作業が円滑に遂行されるよう協力するものとする。

(賃借料の支払)

第8条 装置等の賃借料（以下「賃借料」という。）は第1条記載のとおりとし、受注者は令和8年3月31日までに発注者に請求書を提出し、発注者は正当な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第8条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除等)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

6 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができるものとする。

#### (談合等に係る契約解除)

第11条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定によ

る命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（管理上の注意等）

第12条 発注者は、設置場所を装置等のために良好な環境に保持し、装置等の撤去が完了するまで善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 発注者は、装置等の賃借権を第三者に譲渡し、装置等を転貸し、又は担保の目的に供することはできないものとする。

3 受注者は、装置等に対して動産総合保険等の契約を締結することができるものとする。この場合、保険料は受注者が負担するものとする。

（損害賠償）

第13条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失により装置等に損害を与えたときは、その賠償を発注者に対して請求できるものとする。ただし、第12条第3項に定める動産総合保険等の契約に基づく保険金で填補される額は、損害賠償額から控除するものとする。

2 受注者は、発注者の責に帰すことができない事由により装置等が滅失又は毀損した場合、発注者に対して 損害賠償請求を行わないものとする。

3 発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合、その損害の賠償を受注者に請求することができるものとする。

（立入権及び秘密保持）

第14条 受注者は、装置等の納入、保守、管理、撤去のため装置等の設置場所に立ち入ることができるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約の履行により知り得た相手方の業務上、技術上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第15条 受託者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(受注者への通知)

第16条 発注者は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく受注者に通知するものとする。

- (1) 装置等について、受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。
- (2) 装置等について、盗難、滅失、破損等の事故が発生したとき。

(債務不履行)

第17条 発注者又は受注者は、相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合には相当の期間を定めて催告を行い、なおその期間内に履行がないときは、書面による通知をもって本契約を解約することができるものとする。

2 発注者又は受注者は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、前項による解約の有無にかかわらず当該債務不履行から生ずる通常の直接損害を賠償するものとする。

(協議)

第18条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 前条の協議によってもなお本契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、山形地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子

受注者 ○○

○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

#### (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### (事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### (違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。